

## 令和8年第3回国立大学法人旭川医科大学役員会 議事要旨

1. 日 時 : 令和8年3月18日(水) 17時30分～18時47分
2. 場 所 : 学長室
3. 出席者 : 西川 祐司学長、奥村 利勝理事、東 信良理事(途中退席)、佐古 和廣理事
4. 欠席者 : 辻 泰弘理事
5. 陪席者 : 吉崎 敏樹監事、村木 一行監事、川辺 淳一副学長、吉原 秀昭副学長、  
成田事務局次長(総務・教務担当)、長谷川総務課特任課長、佐藤人事課長、  
木村財務課長

議事に先立ち、西川学長から、令和8年第2回役員会(令和8年2月18日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

### 議題

#### 1. 令和8年度旭川医科大学当初予算(案)について

本件について、西川学長の発議後、木村財務課長から、資料1に基づき、令和7年度決算見込みを前提とした令和8年度当初予算案について、次のとおり説明があった。

##### (1) 結論(冒頭整理)

- ・令和7年度決算見込み: 約1億4,500万円の黒字
  - ・令和8年度当初予算案: 約7億4,000万円の赤字
- ※診療報酬プラス改定の影響は未反映

##### (2) 令和7年度決算見込みの概要

###### ① 収入の状況

###### 運営費交付金

- ・文部科学省補正(物価高騰支援・退職手当)により、当初比2億6,600万円増

###### 病院収入

- ・診療単価は増加したものの、稼働率が計画比4.2%減少し、約5億9,200万円の減収
- ・ただし、中間決算時以降、下期(10月～1月)の高稼働により3億5,100万円回復する見込み

###### 補助金収入(大学運営の直接的財源)

- ・減免費補助金、病院賃上げ支援事業、物価高騰支援等により3億3,900万円増
- ・減免費に伴い、授業料収入は同額減少

###### 繰越金

- ・目的積立金から1億4,400万円を取り崩し(福利厚生棟改修等)

###### ② 支出の状況

###### 人件費: 4億5,900万円減

- ・教育職17人減、一般職7人減、医療職3人増、看護職5人減等により現員数減
- ・超過勤務時間の減少(2,900万円減)、人事院勧告差額(9,900万円減)等
- ・当初削減額2億2,700万円に加え、さらに2億3,200万円減少

光熱水費：1億6,600万円減

- ・基本料金及び燃料調整費の低下による影響

患者医療費：7,500万円減

- ・病院収入減（5億9,200万円）に伴う費用減は限定的（12.7%）

### ③決算見込みまとめ

- ・収入：328億4,000万円
- ・支出：326億9,500万円
- ・収支差額：黒字1億4,500万円

※令和5年度及び令和6年度の目的積立金3億3,600万円は未使用

※補助金がなければ3億3,800万円の赤字となり、目的積立金投入後も約200万円の赤字

→国の補正予算による一時的要因が大きく、これにより本学の手元資金（体力）が維持された年度である。構造的な収支改善による黒字ではない。

### (3) 令和7年度決算総評

- ・収入：当初比2億2,600万円減
- ・支出：当初比3億7,000万円減

→補正予算により収入減が緩和され、黒字1億4,500万円の見込み

※大学／病院セグメント別内訳は資料記載のとおり

### (4) 当初・中間・期末見込みの比較

- ・当初予算（A）、中間見込（C：昨年10月8日に提示）、期末見込（D）の比較
- ・「D-C」列により、中間から期末への差額要因を明示
- ・「D-A」列により、当初からの差額要因を明示

### (5) 令和8年度当初予算

#### ① 収入

運営費交付金：348億6,900万円（前年度比3億500万円減）

- ・退職手当交付額の減少等

病院収入：266億1,700万円

- ・令和7年度決算見込み稼働率：83.7%
- ・下期（10～1月）は平均稼働率85.85%
- ・病院長方針により、令和7年度当初計画（87.9%）から0.9%引下げ、87.0%で設定

補助金収入

- ・病院賃上げ支援・物価高騰支援等が令和8年度は終了し、3億8,900万円減
- ・例年どおり4,800万円を計上

目的積立金：計6億400万円

- ・RI研究施設整備：2億6,800万円
- ・教育研究・診療環境整備（令和5・6年度積立分）3億3,600万円

#### ② 支出

人件費：131億3,600万円

- ・人事院勧告による増：4億2,700万円

- ・教員定員枠見直し等による削減：1億1,500万円
  - ・看護師増員による増：8,700万円
- 研究経費：6億1,500万円（RI整備含む）
- 患者医療費：117億3,500万円
- ・令和7年度決算見込み比率45.37%に物価影響率0.26%を反映
- 設備費：3億8,600万円
- ・診療設備を中心に整備（教育研究設備は留保継続）

(6) 令和8年度補正予算の考え方

- ・診療報酬改定の影響は当初予算に未反映
- ・中間決算において上振れが明確となった場合、補正予算を編成
- ・財務課において要求額の妥当性を精査（約5億3,200万円を査定）した上でも、約7億4千万円規模の赤字となる予算である。
- ・一部経費について配分を留保
- ・当初配分がなくても業務継続は可能
- ・引き続き経費削減への協力を要請

(7) 留保なしの場合（参考）

- ・一部経費の配分留保を行わず、査定後必要額ベースで編成した場合でも、約7億4千万円規模の赤字が見込まれる。
- ・これは、本学の構造的に厳しい財務状況を示すものである。

(8) 令和11年度までの収支シミュレーション

- ・病院収入は診療報酬改定未反映（中間決算で見直し予定）
- ・設備更新先送りによりリース債務償還費が急増
- ・いわゆる「リース地獄」の状況
- ・人件費：令和9年度に人事院勧告相当分として約4億2,600万円増を想定

収支見込み

- ・令和7年度：1億4,400万円の黒字
- ・令和8年度：7億4,100万円の赤字
- ・令和9年度：15億2,800万円の赤字
- ・令和10年度：13億7,100万円の赤字
- ・令和11年度：14億3,800万円の赤字

→診療報酬改定の反映により改善余地はあるものの、依然として極めて厳しい見通し

(9) 資金推移

- ・目標：第4期中期目標期間末までに資金残高26億5,800万円を維持
  - ・令和7年度末残高見込み：40億4,600万円（補正予算により増加）
  - ・令和8年度：リース支出のみで約14億9,000万円
- 固定費削減、組織再編、業務効率化等による経営改善の強化が必要

(10) リース関連

①令和 8 年度

- ・医療情報ネットワークシステム：契約手続中
- ・生体情報モニタ、高圧蒸気滅菌装置
  - ・目的積立金により購入予定
- ・高精度放射線治療システム等
  - ・文部科学省事業として約 5 億円が満額採択

②令和 9 年度以降

- ・病院情報管理システム（HIS）更新予定
  - ・更新規模：約 65 億円
  - ・現行負担：約 5.6 億円/年
  - ・更新後：約 10.9 億円/年

→HIS 更新への対応は不可欠であり、対応を怠った場合、資金ショートの可能性はある。

(11) 企業会計ベースの財務状況

①損益計算書

- ・令和 7 年度総損益（企業会計ベース）：約 2 億 5,000 万円の黒字

※予算ベースの収支（約 1 億 4,500 万円の黒字）とは、減価償却費等の非資金取引を反映している点で異なる。

②貸借対照表

- ・中期目標指標の達成状況
  - ・診療経費率のみ達成困難
  - ・その他 4 指標は計画範囲内

③キャッシュフロー

- ・当期資金増減および年度末残高の推移を 3 か年で表示
- ・今後、設備更新費の増大により資金不足が見込まれる。

以上の説明を踏まえ審議を行った結果、令和 8 年度当初予算案については、原案どおり了承された。審議過程における主な意見は次のとおり。

- ・今年度は補助金により黒字を確保できたが、来年度はリース更新、とりわけ大型案件の負担が重く、収支への影響は極めて大きい。（西川学長）
- ・令和 8 年度予算は診療報酬改定を織り込まない保守的な編成だが、病床稼働率 87%は極めて高い設定。診療報酬改定により在院日数は「平均→中央値」に変わり、在院日数は短縮され、稼働維持は一層難しくなる。この前提において年間 87%維持は相当厳しい。（佐古理事）
- ・特定機能病院にとって今回の診療報酬改定は追い風であり、基礎係数上昇による増収が期待できる。稼働率 82～83%でも収支均衡の可能性はある。（佐古理事）
- ・令和 8 年度の収支差は診療報酬未反映によるものであり、仮に約 8 億円の収益があれば、令和 9～11 年度の赤字も同幅で縮小する理解でよいか。（村木監事）
- ・概ねその理解でよい。増収分はそのまま収支に反映される見込み。（木村財務課長）
- ・87%という稼働率の設定は高水準であり、目標設定が組織に与える負荷とリスクを慎

重に見極める必要がある。高すぎる目標は、現場に過度なプレッシャーを与え、組織の歪みにつながる恐れがある。診療報酬改定による収支修正が入るタイミングで、目標稼働率の妥当性を再検証すべき。昨年度以降、病院が大幅な努力で稼働率を改善してきた点は評価しているが、過大な負荷は組織運営上リスクがあるため、十分注意願いたい。(吉崎監事)

- ・現在は稼働率 87%をやや上回る状況だが、通年維持は容易ではない。特に看護師の負荷が大きいため、現場状況の丁寧な把握が不可欠であり、この点については東病院長に改めて伝える。(西川学長)

## 2. 職員給与規程等の一部改正について

本件について、西川学長の発議後、佐藤人事課長から、資料 2-1 及び 2-2 に基づき令和 7 年度人事院勧告に伴う職員給与規程等の一部改正について、次のとおり説明があった。

### (1) 月給の改定

- ・民間給与との差 (3.62%) を踏まえ、各年齢層の俸給月額を引き上げ

### (2) 期末・勤勉手当 (ボーナス) の改定

- ・年間 0.05 月分の引き上げ

### (3) 諸手当の見直し

以下の手当について改定を実施

- ・医師の初任給調整手当の増額
- ・通勤手当の増額
- ・大学生年代の扶養親族に係る扶養手当要件の緩和

### (4) 給与決定基準の見直し

- ・職務内容に応じた柔軟な給与設定を可能とするため、年功的要素を一部削除

### (5) 本学への影響額

- ・人事院勧告に伴う令和 8 年度支出増：概ね 4 億 3,000 万円

### (6) 規定案

- ・具体的な改正案は資料 2 記載のとおり

以上の説明を踏まえ審議を行った結果、職員給与規程等の改正案については、原案どおり了承された。

## 3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画 (案) について

本件について、西川学長から発議後、佐藤人事課長から、資料 3 に基づき女性活躍推進法に基づく次期行動計画 (案) について、次のとおり説明があった。

### (1) 説明概要及び策定理由

- ・女性活躍推進法は平成 28 年 4 月 1 日に施行された
- ・本学は毎年度、基礎項目を公表し、男女共同参画の状況を公表してきた
- ・現行計画 (令和 3 年 4 月策定) が令和 8 年 3 月末で終了するため、新計画を策定するものである

## (2) 行動計画（案）の概要

- ・計画期間：令和8年4月～令和13年3月（5年間）
- ・数値目標
  - ・教員に占める女性比率：25%以上を維持
  - ・教職員1人当たり時間外労働時間：毎年度5%削減
- ・具体的な取組内容：資料記載のとおり

## (3) 数値目標設定の根拠

### ①教員の女性比率

- ・令和7年度時点で既に25%を達成している
- ・若手・中堅層における女性比率が高く、将来的な人材パイプラインも確保されている  
→当面は「25%維持」を妥当な目標として設定する

### ②時間外労働時間の削減

- ・超過勤務手当実績を基に、5%削減を継続した場合の推移を提示している
- ・財政面に加え、医師の働き方改革及び健康確保の観点からも削減が必要不可欠である

### ③他大学との比較

- ・国立大学協会アクションプラン及び他大学事例との比較を行った結果、本学の目標水準は過大でも特異でもない妥当な水準である

### ④情報公表に係る補足

- ・看護職員比率の影響により、全体女性比率は高く見えるが、教員女性比率は依然として低水準である
- ・大学運営会議での指摘を踏まえ、資料をつぎのとおり修正した
  - ・「令和6年度平均残業時間」の誤表記（%表示）を時間表示に訂正
  - ・「男女賃金の差異」について、職務・責任に基づく賃金である旨の補足を追記

以上の説明を踏まえ審議を行った結果、当該行動計画（案）は原案どおり了承された。  
なお、審議過程における主な意見は次のとおり。

- ・「賃金格差75.3%」は、女性の平均年齢が若く、若年層比率が高いことによる影響が大きい。数字だけを見ると、「同年齢・同職務でも女性が75%しか賃金を得ていない」と誤解されるおそれがあるため、年齢構成による影響であることが明確に分かる表現とすべき。（佐古理事）
- ・誤解が生じないように、表現を工夫して公表する。（佐藤人事課長）

## 4. 令和7年度不正行為防止計画の総括及び令和8年度計画の策定について

本件について、西川学長から発議後、審議の結果、令和7年度不正行為防止計画の総括及び令和8年度計画について、いずれも原案のとおり了承された。

（資料等の説明については、同日開催の教育研究評議会と同様のため、省略された。）

なお、西川学長から、本件については教授会に報告する旨の付言があった。

審議過程における主な意見は次のとおり。

- ・年度末に「架空発注」が発生した事例は他大学でも散見される。したがって、発注内容

と納品物の一致を確実に確認する体制が不可欠である。以前は講座への直接納入でチェックが不十分な状況があった。(佐古理事)

- ・本学では既に対応を実施済み。(木村財務課長)
- ・今回の決算監査や今後の中間査定は「研究費の適正な予算執行管理」(計画項目4)に直結する。東京大学の事案でも、「管理体制が杜撰であった」点が特に問題視されている。本学としても、令和8年3月までに「どのようなチェックを行ったか」を示せるよう整理する必要がある。監事監査において具体的に確認していく。(村木監事)
- ・今年度の監事監査では、このプロセスを重点的に確認している。年度終了後には学長へ報告する。現在の内容は「実施状況(P・D)」中心であり、「実施した結果どうだったか(C)」という視点を取り入れる工夫が必要。また、「実施する」と記載した事項は、実際に実行されたかを必ず検証する必要がある、そのエビデンスを提示できる形にしておく必要がある。加えて、資料に記載されている「モニタリング」について、内部監査を活用した監査を実施する旨が書かれているが、「どの監査を行うのか」「実際に何を監査したのか」を管理する仕組みを明確にすることが重要。内部統制で最も重要なのはPDCAのうちC(チェック)とA(アクト)が確実に回っているかどうかにある。したがって、モニタリングの実施内容と、その結果どのようにCとAが働いたのかを、表以外の形でも明確に示す必要がある。(吉崎監事)
- ・本件で扱っている「不正」は本来レアケースなことであり、年に1回あるかないかの事案。この場合、PDCAのC(チェック)が、事実上「実施内容の確認」にとどまってしまっているのではないかと。何をCとして評価するのかの観点を整理する必要がある。(川辺副学長)
- ・不正が発生した場合はC(チェック)ではなく「不正調査」の領域であり、モニタリングとは別物。モニタリングとは、日常的なチェック体制が適切に機能しているかを継続的に確認する行為。よって、多少冗長に見えても、毎回同じ観点での確認を積み重ねることが本質。毎回100点でなくてよいが、継続的な改善が必須。(吉崎監事)
- ・人事異動などで担当者が交代する場面は、最もリスクが顕在化しやすい場面。したがって、このタイミングで重点的な確認を行う仕組みが必要。(村木監事)
- ・項目数が多いため、すべてを毎年同じ濃度で確認するのは現実的ではない。リスクベースで選別し、毎年確認すべき項目と重要度が低く例えば3年に1回程度でよい項目を区分するなどのメリハリをつけるべき。そうしないと運用負担が大きくなり、実行性が損なわれる。(吉崎監事)

## 5. 旭川市との包括連携協定について

本件について、西川学長から発議後、資料5に基づき、次のとおり説明があった。

### (1) これまでの経緯

- ・令和7年10月8日の役員会において、本件に関する意見を確認した
- ・その後、本学としての基本方針を整理の上、旭川市と調整を実施した
- ・前日の経営協議会での意見交換を踏まえ、今回、資料を提示した

### (2) 資料の構成

- ・旭川市から提示された包括連携協定書(案)

- ・継続的協議の枠組みとなる連携会議要項（案）
- ・具体的な連携分野の整理
  - ・資料左欄：旭川市ニーズ（青字＝新規提案）
  - ・資料右欄：本学対応案（赤字＝新規提案）

(3) 本学としての重点領域

重点領域1：子育て支援

- ・生殖医療再開により、専門性を発揮可能な領域が拡大
- ・小児精神科専門医の着任による診療体制の強化
- ・看護学科による医療的ケア児支援等の取組

重点領域2：健康・スポーツの推進

- ・予防医学を基盤とした、怪我予防・治療・リハビリへの貢献
- ・前日の経営協議会において、本学の専門性を付加することで、旭川市の健康・スポーツ施策のPR効果向上や施策の差別化につながるとの意見が示された。

(4) 他大学との連携可能性

- ・旭川市立大学・三上学長から、旭川ウェルビーイングコンソーシアムを通じ、旭川市や高等教育機関の連携を一層強化したいとの意向が示されている。

(5) 今後の進め方

- ・協定締結にあたっては、実施する具体的施策を明確化した上で進める方針
- ・本会議において、本学として重点的に取り組むべき方向性について、忌憚のない意見を求めたい。

次いで、審議の結果、本学が旭川市に対して貢献すべき方向性については、西川学長が示した考え方を基本として進めることが了承された。なお、審議過程における主な意見は次のとおりである。

- ・児童精神科専門医は全国的にも極めて少なく、多くの地域で新患待機期間が2～3か月に及んでいる。本学に専門医が着任した意義は大きい。また、地域医療振興財団を通じて医師確保ニーズを把握すると、内科に次いで精神科の要望が多い。精神科医は全国的に一定数存在するものの、北海道では特に不足が深刻であり、養成が追いついていない。この点については、本学にも一定の責任があると考えられ、精神科体制の早急な充実と計画的な人材育成が必要である。（佐古理事）
- ・精神科医局は、体制整備が徐々に進み、安定してきている。今後の展望を見据え、児童精神科部門を新たに立ち上げる方針である。大学の財政状況は厳しいものの、必要性を踏まえ、心理士の採用も進めていく考えである。（西川学長）
- ・旭川市立病院には優秀な医師が在籍し、市内の児童精神科診療を事実上支えている。本学が児童精神科の取組を強化することは重要であるが、同時に既存の医療リソースを最大限活用し、市立病院と密接に連携する視点が不可欠である。市立病院の精神科機能は地域医療の中核であり、ここが弱体化すれば、圭泉会病院を除き支える医療機関が乏しく、旭川市の精神科医療は機能不全に陥る恐れがある。また、2040年頃の人口減少（約25万人規模）を見据え、市内5基幹病院においては、役割分担や機能の整理が不可欠である。調整なく各病院が独自に動けば、医療資源の奪い合いによる疲

弊が生じかねない。まずは、市立病院と本学との間で将来を見据えた役割分担を明確にすることが重要であり、精神科はその中心的領域となる。加えて、児童精神科は医師1名の配置で成立する分野ではなく、24時間対応や重大事案への備えが求められるため、「1名体制による安心」を前提とすべきではない。市立病院と本学が相互に支え合い、双方が疲弊しない体制構築が不可欠である。(奥村理事)

- ・こうした状況を踏まえると、旭川市との連携強化は極めて重要である。(西川学長)
- ・ただし、大学が「すべてを担う」との姿勢は避け、役割分担と協働を前提に連携を進めるべきである。(奥村理事)

## 6. 寄附講座の期間延長について

本件について、西川学長から発議の後、礎本研究・学術情報課長から、資料6に基づき、次のとおり説明があった。

- ・寄附講座「予防医学講座」(設置期間：令和8年3月31日まで)について、研究活動の継続を目的として、令和10年3月31日までの2年間の期間延長の申出があった。
- ・延長期間中(令和8年度～令和9年度)における講座運営経費として、総額2,000万円の寄附金受入れを見込んでいる。
- ・これまでの活動実績、研究成果及び今後の研究展開については、資料記載のとおりである。
- ・寄附講座全体の設置状況については、資料の一覧表に整理している。

次いで、審議の結果、当該寄附講座の設置期間延長が了承された。

## 報告事項

### 1. 国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の詳細データについて

本件について、木村財務課長から、国立大学法人運営費交付金のうち「成果を中心とする実績状況に基づく配分」に関し、令和8年度概算要求時に文部科学省へ提出した資料に基づく各大学の指標別実績について、文部科学省からフィードバック資料が送付され、本学の順位等が示されたため報告する旨の説明があった後、資料7に基づき、次のとおり報告があった。

#### (1) 報告概要

##### 【評価結果の推移と配分額の変動】

- ・令和8年度の配分額は、基礎額から約1,400万円の減額となった。
- ・前年度(約600万円の減額)と比較して、約800万円の悪化である。
- ・なお、本内容は1月14日の役員会報告事項の再掲であり、詳細は資料のとおりである。

#### (2) 評価の仕組み

- ・評価は以下の3分野、総額1,000億円を対象として実施されている。
  - ・教育分野 170億円
  - ・研究分野 470億円

- ・ 経営改革分野 360 億円
- ・ 全 22 の評価指標により大学間の順位が決定され、順位に応じて配分率は 125%～75%の範囲で設定される。
- ・ 中央値を上回る場合は基礎額超、下回る場合は基礎額未満（減額）となる仕組みである。

#### 【本学の評価結果】

- ・ 以下の 5 指標において、いずれも最下位となる極めて厳しい結果となった。
  - ・ 博士号授与率 (④)
  - ・ 研究業績 (論文数) (⑧)
  - ・ 受託研究費・共同研究費関連指標 (⑭～⑯)

#### (3) 教育・研究・経営改革 各項目の状況

- ・ 各指標について、基礎額、内示配分率及び順位を前年度実績と比較し整理している。
- ・ 第 4 期中期目標期間（令和 4 年度以降）の推移を見ると、
  - ・ 教育分野は令和 7 年度に一定の改善が見られる一方、
  - ・ 研究分野は若手研究者割合を除き、ほぼ全指標で悪化している。
- ・ 特に経営改革分野の⑭～⑯の指標は、いずれも最下位である。
- ・ 研究業績数 (⑧) については、これまで一度も最下位を脱しておらず、極めて深刻な状況にある。

#### (4) 第 4 期最終年度及び第 5 期に向けた課題

- ・ 「成果を中心とする実績状況に基づく配分」は、第 4 期最終年度（令和 9 年度）をもって終了予定である。
- ・ しかし、第 5 期（令和 10 年度以降）においても、研究力強化は必須の評価テーマとなる見込みであり、同様または、より厳しい評価指標が設定される可能性が高い。
- ・ 本学は長年にわたり研究力の弱さが課題となっており、第 5 期開始までに改善の兆しを示すことができなければ、今後一層不利な立場に置かれる恐れがある。

上述の説明を踏まえ、意見交換が行われた。主な意見は次のとおりである。

- ・ 評価結果は極めて厳しく、不甲斐ない内容であり、率直に言って恥ずかしい状況であると受け止めている。現在、川辺副学長を中心に研究力向上に向けた多角的な取組を進めており、今後はこれらを全学的なパッケージとして具体化し、全教職員が一体となって取り組む体制を構築したい。（西川学長）
- ・ 本学は若手教員、すなわち研究経験の浅い層の割合が多く、論文数が伸びない一因となっている。博士号授与率が最下位である現状を踏まえると、博士課程進学者を増やすため、インセンティブの付与等の実施が必要ではないか。博士課程修了者が増えれば、研究の活性化や論文創出、科研費獲得につながる人材育成にも資すると考えられる。一方で、人件費削減による教員数抑制や、病院稼働率向上に伴う研究時間確保の困難さといった構造的課題も存在する。それでもなお、「博士課程の強化」と「研究層の厚みづくり」は不可欠である。（佐古理事）
- ・ 博士課程は本学の明確な特徴の一つである。他の多くの医科大学では大学院定員が約 30 名であるのに対し、本学は 15 名と少なく、その定員もようやく充足する状況にとど

まっている。今後は大学として博士課程の必要性を明確にした上で、定員を少なくとも 30 名程度まで拡大することを検討すべきだと考えている。また、「博士号を有しなければ教員にはなれない」という方針を、大学として明確に打ち出す必要がある。(西川学長)

- ・現実的には、大学教員という職の魅力は、待遇面を含め、従来と比べて明らかに低下している。かつては研究・教育に専念できる余地があったが、現在は極めて厳しい環境にあり、大学の努力だけでは解決できない国の政策的影響も大きい。基礎系講座についても、以前に比べ研究力が低下している印象がある。(佐古理事)
- ・基礎医学分野に進む人材が大きく減少しており、その確保が重要である。基礎講座に大学院生が在籍すれば、研究力は着実に蓄積され、組織力の向上にもつながる。今後は、基礎講座と臨床講座の連携を進めていきたい。(西川学長)
- ・現状、基礎講座には大学院生がほとんど在籍していないが、大学院生こそが研究活動のエンジンである。また、若手教員の多くが博士号を有しておらず、文部科学省が定義する「研究者」に該当しない点も大きな課題である。博士号がないため研究業績が積みにくく、科研費への応募も制限されている。本来活用できる若手向け科研費の優遇枠を使えず、基盤 C への申請に限られ、採択実績も乏しい状況となっている。(川辺副学長)
- ・博士課程進学者が少ない背景には、「博士号取得のメリットが見えにくい」という現実がある。かつては大学教員を志す上で博士号取得が前提であったが、その前提自体が崩れつつある。(佐古理事)
- ・日本全体として、「博士課程は研究者養成の場」という固定概念が根強い。本来、国際的には博士課程修了者の多くが社会で活躍しているが、その認識が十分に共有されていない。(川辺副学長)
- ・医学部以外の方野では、博士課程終了後の就職先が限られていた時代が長く続き、進学メリットが見えにくかったという歴史的背景がある。国の方針は変化しつつあるが、その影響はいまだ残っている。(佐古理事)
- ・文部科学省は博士課程を社会で活躍する高度人材育成の場と位置付けているが、指導者側には「自分の後任を育てるためのもの」という旧来の意識が残っており、意識改革が必要である。(川辺副学長)
- ・博士課程進学促進策として、授業料引下げも検討に値する。(佐古理事)
- ・授業料は大学の裁量で最大 20% まで引き下げ可能であるが、実施した場合、大学財政への影響は大きい。(木村財務課長)
- ・初期投資と捉えれば、将来的に回収できる可能性もある。(佐古理事)
- ・留学生については現行制度上、大学裁量で授業料免除が可能であり、実際に免除措置を講じている。一方、教育・研究体制を維持する観点から、必要な授業料は適切に確保すべきとの方針もある。(木村財務課長)
- ・外部から無償で人材を受け入れるよりも、本学学生に重点的にエフォートを配分する方針である。あわせて、来年度から M. D. -Ph. D. コースの募集を開始し、学生段階から研究マインドを醸成する。同コースでは実施的に学費 1 年分が不要となり、卒業後 3 年間で博士号取得が可能となる。今後、同コースの利用者拡大が鍵となる。・M. D. -Ph. D. コースは来年度から募集を開始し、実際の履修開始は再来年度となる。(川辺副学長)
- ・第 5 期に向け、本学としても本気で改善に取り組み、必ず良い方向へ進めていきたい。(西川学長)

## 2. 令和7年度内部統制モニタリング結果及び令和8年度推進方針について

本件について、長谷川総務課長から、資料8-1及び8-2に基づき、令和7年度内部統制モニタリング結果及び令和8年度推進方針について報告があった。

### (1) 令和7年度内部統制モニタリング結果

- ・令和7年度に実施した内部統制モニタリングの結果は資料のとおりである。今年度は、以下の重点項目について、全学的な照会を実施した。
- ・ハラスメントのない職場づくり
- ・個人情報の取り扱い
- ・労働時間の適正化
- ・内部統制委員会において、各部署の自己点検結果及び回答内容等を検証した結果、今年度の重点項目については、内部統制システムは概ね適切に機能しているとの評価に至った。
- ・今後も同様の手法によるモニタリングを継続し、内部統制体制の維持向上を図る方針である。

### (2) 令和8年度内部統制システム推進方針

- ・令和8年度内部統制システム推進方針は、資料のとおりである。
- ・モニタリング項目については、内部統制の趣旨を踏まえつつ、より戦略的な観点から以下のとおり選定した。
  - ① 全部署を対象とするモニタリング項目
    - ・役割・任務の認識及び業務管理状況
    - ・防火に関する規則等の遵守状況
    - ・情報セキュリティに関する日常的管理・遵守状況
  - ② 特定部署（講座等）を対象とするモニタリング項目
    - ・発注手続きの適正執行
    - ・教育活動の運営体制および実施状況の適正性
- ・今後のスケジュールとしては、4月に推進方針を全職員へ通知し、10～11月に令和8年度のモニタリングを実施する予定である。このサイクルを通じて、内部統制委員会として、システムの適切な運用状況を継続的に確認していく。

以上の説明を受けて、西川学長から、今年度から内部統制システムの本格運用を開始した段階であり、現時点では不十分な点も想定されるものの、今後も本仕組みを活用し、本学業務の有効性及び効率性の向上につなげていきたい旨の発言があった。

続いて、令和8年度推進方針について、特段の異議がなければ原案どおり進めたいとの確認がなされ、これが了解された。

## その他

### 1. 次回役員会開催予定

令和8年4月8日（水）教育研究評議会終了後に、次回の役員会を開催すること。